

平成 30 年度の地域医療構想調整会議の進め方について

1 2025 年に向けた地域医療構想の推進

【地域医療構想でめざすすがた】

- 誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療を安心して受けられる
 - ・ 急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスが切れ目なく適切に受けられる
- (在宅療養者の急変時の往診や、入退院の連携などが円滑に行われる)

<平成 30 年度の重点的目標>

- まず、地域内の各病院の機能、地域における役割、今後の対応方針、病院間での患者の流れ等を地域で共有する
 - ・ 2025 プランや、病床機能報告等により各病院の機能や役割等を整理
 - ・ ワーキンググループなどの場も活用し、医療機関間で情報を共有し、意見交換を行う。

その他の共有事項 (31 年度以降に実施していく内容も含む)

- 在宅医療を行う診療所や、介護施設、介護事業所などの情報 (対応可能な患者やサービスなど) について、地域で情報共有
- 在宅医療の後方支援、入退院支援、在宅と救急医療の関係などについて、地域での検討、情報共有
- 情報共有や意見交換を重ねながら、連携体制の強化、地域の課題等を解消

2 調整会議における医療機関の機能や役割等に係る「協議」の進め方

国の通知（30年2月7日付「地域医療構想の進め方について」）では、調整会議の協議事項の1つとして、各医療機関の2025年に向けた対応方針を協議するとしているが、本県では、以下のとおり情報共有・意見交換を進めることとする。

- 各医療機関の、現在の病床機能・医療機能（各種指定や診療科などを含む）と、今後担おうとする機能などの対応方針を共有する。
- 意見交換しながら、対応方針の修正希望などについて、必要に応じて地域の意見を求める。

【ポイント】

- ・ 将来の対応方針が現在と変更がない場合
⇒ 地域が求めるものと整合しているか、さらに担うべきものがあるかを確認
- ・ 将来の対応方針の(大幅な)変更を予定している場合
(新たな病床機能を担おうとする場合や、病棟単位で大幅な増減がある場合等)
⇒ その機能が地域で過剰感がないか、変更することに支障がないかを確認

※ ワーキンググループ等が設置されている地域では、必要に応じて、事前に地域の医療機関から意見を聞き、調整会議に報告。

【留意事項】

- 公的病院等が先に機能を決め、残った機能を民間で分け合うことにならないよう、病床機能報告の6年後の予定や、地区病院協会の転換意向調査などにより、民間も含めた構想区域全体の状況を参考にしながら検討を進める。
また、民間医療機関についても、今後、2025年に向けた方針の作成を依頼していく。
- 2025年の必要病床数はあくまで推計値であること、病床機能報告に基づく機能別病床数については、病床機能報告が病棟単位での自己申告のため、毎年変動が見込まれるほか、診療報酬改定などの影響も見込まれることなどに留意し、意見交換にあたっては、概ねの方向性を示す参考値、目安とする。

- 地域内の各病院の機能、役割、今後の対応方針、他病院との連携状況を「共有する」ことを主眼とする（経営判断の材料）。
- 各医療機関の将来の対応方針に異論がない場合（意見は出たが、方針修正の必要がない場合を含む）は、一旦、「協議」としては終了とする。
- 調整会議において異論が出た場合は、継続して意見交換を行っていく。
※ 事務局は、必要に応じて、次回会議までの間に当該病院、郡市医師会、地区病院協会等が話し合う場の仲介をする。

【留意事項】

- 地域の医療提供体制に大きな変化が生じた場合や、分化・連携が円滑に進まない場合は、協議を終了した医療機関も含めて、改めて協議を行うことを検討する。

3 地域ごとの進め方

- 構想区域によって医療機関数（規模）やこれまでの議論の状況等が異なるため、全県一律の進め方は困難。地域の状況に応じた体制・スケジュールで情報共有と意見交換を進める。

4 回復期病床転換補助について

平成 30 年度より、2025 プラン策定対象医療機関が回復期病床転換補助を希望する場合は、プランに位置付けた転換等の方針について調整会議で協議した後に交付決定する。

（現時点で、30 年度に該当する公的病院は 3 病院あり、個別調整中）

5 スケジュール(30 年度)

時期	地域医療構想調整会議等	WG 等
5 月	(2025 プラン時点更新の照会)	【WGや病院協会の意見交換会等を活用】 （第 1 回調整会議前） ○2025 プランの内容や 2025 年に向けた方針について意見交換 ・地域の医療機能等について意見交換
6 月		
7 月	(県保健医療計画推進会議)	
	第 1 回調整会議 ・構想区域のデータ分析・課題共有 ・構想区域の病床機能・医療機能について （2025 プランの協議、休床中の医療機関の情報共有等）	
8 月	・総合確保基金事業 ・病床事前協議対応方針【該当地域のみ】 （民間医療機関へ 2025 年に向けた方針の作成依頼）	
9 月	(県保健医療計画推進会議)	
	第 2 回調整会議 ・構想区域の病床機能・医療機能について （過剰な病床機能への転換、2025 プランの協議（継続）、民間医療機関の方針の情報共有等）	
10 月	・基準病床数見直し【該当地域のみ】	
11 月		
12 月		
1 月	第 3 回調整会議 ・構想区域の病床機能・医療機能について （民間医療機関の方針の情報共有（継続）等）	
	・病床事前協議審査（県所管域）【該当地域のみ】	
2 月	・基準病床数見直し【該当地域のみ】 （県保健医療計画推進会議）	
3 月		

※ 各調整会議の前後に、必要に応じて、全県または、隣接する地域間の調整の場を設ける。